

議案第79号

山陽小野田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

山陽小野田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次の  
ように定める。

令和7年8月25日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
山陽小野田市水道事業等の設置等に関する条例（平成17年山陽小野田市条  
例第193号）の一部を次のように改正する。

別表水道事業の項を次のように改める。

水道事業	山陽小野田市 水道事業	(1)山陽小野田市 の区域内。ただ し、次の区域の 一部を除く。 大字厚狭、大字 郡、大字山野 井、大字山川、 大字鴨庄、大字 津布田、大字埴 生、大字福田  (2)宇部市大字船 木字迫田の一部	60,670	33,800
------	----------------	---	--------	--------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山陽小野田市水道事業等の設置等に関する条例新旧対照表

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
区分	事業名称	給水区域	計画給水人口 (人)	計画1日最大給水量 (立方メートル)	区分	事業名称	給水区域	計画給水人口 (人)	計画1日最大給水量 (立方メートル)
水道事業	山陽小野田市水道事業	(1) 山陽小野田市の区域内。ただし、次の区域の一部を除く。 大字厚狭、大字郡、大字山野井、大字山川、大字鴨庄、大字津布	60,670	33,800	水道事業	山陽小野田市水道事業	山陽小野田市の区域内。ただし、次の区域の一部を除く。 大字厚狭、大字郡、大字山野井、大字山川、大字鴨庄、大字津布	60,670	33,800

		田、大字埴					田、大字埴		
		生、大字福田					生、大字福田		
		(2) 宇部市大							
		字船木字迫田							
		の一部							
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)		(略)